

平成29年12月5日(火)

メ モ

担当者

警部補

会社名・役職 経済産業省 安全保障貿易検査官
氏 名
生 年 月 日

殺菌実験に対する安全保障貿易管理課としての回答を電話により聴取したもの

1 聴取日時

平成29年12月5日午後3時26分から午後3時38分

2 聴取者

本職

3 被聴取者

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室
安全保障貿易検査官

4 聴取結果

当方が提示した殺菌実験について、管理課長、補佐、安検室長が話し合った上で、管理課の回答として以下のとおり、電話連絡があったもの。

- ・ 乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定められた方法で行うべきで、指標菌は *Bacillus atrophaeus* じゃないと何の証明にもならない。

ベスト菌の類似菌を殺滅できることを証明してきても、大川原社が日本薬局方の滅菌法に沿った実験結果を持って反証した場合、METIとして勝てないことから、該当と判断することができない。

殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだと考える。

- ・ 省令ハの趣旨からすると、RL-5のようなオープン型では細菌兵器の製造はできないと判断すべきではないか。

排風口から漏れないという実験も必要だと考える。